

福岡県公報

平成十八年一月十六日
第二千四百八十三号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(地方課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第七号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月十二日福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年一月十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

指定した施設の表北九州市門司区の項中

北九州市立老松市民センター " " 老松町三番一号 を

北九州市立老松市民センター " " 庄司町四番一六号 に

改める。

発行
福岡県(福岡市博多区東公園七番七号)
福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社 弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)